平成２１年（フ）第４４２号
沖縄県島尻郡南風原町字宮平489番地の９
債務者　伊元　敏治
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２６２号
宮城県加美郡加美町月崎字宿37番地
債務者　佐々木　真
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２７４号
宮城県大崎市田尻字町40番地12、従前の住所
宮城県仙台市青葉区川内明神横丁７番地の１
債務者　戸部　弘子
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１９９号
茨城県牛久市南１丁目36番地４
債務者　鈴木　孝典
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第２１０号
茨城県龍ケ崎市中根台５丁目13番地26　豊島大方
債務者　西岡　　寛
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２号
茨城県龍ケ崎市7474番地２
債務者　中西　一行
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２号
長野県上高井郡小布施町大字小布施26番地３
債務者　小林　千恵
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１０５号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目23番32―306号
債務者　井　　信孝
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１７０号
兵庫県西宮市甲子園口４丁目18番４―202号、住民票上の住所兵庫県西宮市甲子園口北町２番２―403号
債務者　戸田　千香
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１３５号
兵庫県豊岡市庄境1027番地の２
債務者　タガキ建築こと　田垣　**牟**秋
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
兵庫県豊岡市庄境1027番地の２
債務者　田垣　博子
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第３０８号
熊本市水道町２番７―602号
債務者　若月万友美
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８９６号
山口県防府市大字田島1271番地の４
債務者　吉村二三子
１　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９５３号
熊本市春竹町大字春竹496番地203号
債務者　荒木　　誠
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１０９号
熊本市楠３丁目１番５―116号
債務者　末吉三紀子
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１２３号
熊本県上天草市大矢野町登立9286番地４
債務者　蓑田　房子
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１２０６号
熊本市長嶺南３丁目４番95―201号
債務者　加藤たつ子
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２５５号
宮城県大崎市古川駅東３丁目７番59号、従前の住所宮城県大崎市古川大宮６丁目８番６号エルミーナＡ棟101号
債務者　大友　　武
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係